

総務教育常任委員会資料

(平成26年4月21日)

【件名】

- 1 平成26年度教育振興協約の締結について（教育総務課）…………… 1
- 2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）…………… 6
- 3 公立学校教職員の懲戒処分について（小中学校課、高等学校課）…………… 7
- 4 鳥取県幼保小連携カリキュラムについて（小中学校課）…………… 8
- 5 県立皆生養護学校高等部病弱教育部門の開設と県立琴の浦高等特別支援学校の状況について（特別支援教育課）…………… 9
- 6 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定及び「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」の作成について（いじめ・不登校総合対策センター）…………… 10
- 7 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）の策定について（社会教育課）…………… 11
- 8 拉致問題に係る教職員用指導資料の刊行について（人権教育課）…………… 13
- 9 県内文化財建造物の国新規登録について（文化財課）…………… 14
- 10 山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会の検討結果について（博物館）…………… 16
- 11 平成25年度体力・運動能力調査結果について（体育保健課）…………… 18
- 12 子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について（体育保健課）…………… 27

教育委員会

平成26年度教育振興協約の締結について

平成26年4月21日
企画課
教育総務課

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、教育協働会議における議論も踏まえ、平成26年度における取組を見直し、新たな協約を締結しました。

1 協約の締結状況

- ・日時 3月26日(水) 14時～14時45分
- ・場所 第四応接室(県庁本庁舎)
- ・出席者 鳥取県知事 平井伸治
鳥取県教育委員会委員長 中島諒人

2 平成26年度協約におけるポイント

(1) 学びの質の向上

- ・グローバル化に対応した教育環境づくりや、英語力の向上に繋がる取組の強化
- ・東部、中部、西部の県立学校において、土曜授業を含む土曜日を活用した教育活動への取組、過半数の市町村においても土曜授業等への取組
- ・子どもたちの学習意欲や夢の実現に向けた意欲が高まるための仕組みづくり
- ・地域の実情に応じた家庭教育の支援体制の強化
- ・指標として、全国学力・学習状況調査において全国を上回ることを規定

(2) いじめ・不登校対策

- ・子どもたち自身が主体的に、いじめ防止に取り組むための仕組みの充実
- ・不登校児童生徒を指導する一定の水準を満たす学校外の民間施設を、出席扱いとできる施設として指定する仕組みの創設
- ・インターネット端末等の普及の中での児童・生徒の健全な成長の保障

(3) 特別支援教育の充実

- ・教育面における手話に関する環境整備
- ・発達障がい児(者)への理解・啓発が進むための取組強化

(4) スポーツ・文化芸術活動の振興

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた選手強化等
- ・健常者と障がいのある方の交流機会の拡大

3 今後の予定

時期	内容
5月	第1回 教育協働会議 [平成25年度指標の取組結果の点検 他]
8月	第2回 教育協働会議 [全国学力・学習状況調査結果、協約達成状況(時点評価)]
11月	第3回 教育協働会議 [指標の中間点検、施策の点検、新たな協約内容の検討]

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、互いに協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんと一緒に、子どもたちの未来のための教育振興施策（以下「施策」という。）に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

私たちは、鳥取県教育振興基本計画に基づき施策を推進します。平成26年度においては、特に以下の内容に重点的に取り組む事として、着実な成果を目指します。

全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」

- (1) グローバル化に対応した教育環境づくりや、2020年の新学習指導要領の全面実施に対応するため、英語科教員の指導力を向上するとともに、イングリッシュチャールームの拡大などにより、子どもたちの外国に対する興味関心と英語力を高めます。
- (2) 鳥取県幼児教育振興プログラムに基づく「幼保小連携カリキュラム」を活用した取組を全県に広げ、幼稚園・保育園・認定こども園等における教職員の指導力向上や小学校教育との連携による小学校との円滑な接続等、幼児教育の充実に取り組みます。
- (3) 校種や地域を超えた鳥取発スクラム教育を全県で展開します。
 - ・小学校から中学校までの9年間を通じた、学力向上につながる授業改革を推進します。
 - ・中学校から高等学校の学習内容の定着と、応用力を伸ばす教科指導の体制づくりに取り組みます。
 - ・エキスパート教員を活用し、中学校区等での学校の枠を超えた指導や教員が互いに学びあう風土をつくるための中核教員の養成など、教員の指導力の向上に取り組みます。
- (4) 東部、中部、西部の県立学校において、土曜授業を含む土曜日を活用した教育活動に取り組むとともに、過半数の市町村でも幅広く取り組まれるよう、コーディネーターの配置等による支援を行うなど、全県的に取組を推進します。また、学校法人における取組を支援します。
- (5) 子どもたちの自由な発想による自主的な企画の活動や、既存の枠を超えた創意あふれる活動に対する支援、様々なコンテストへの参加の動機付けなど、学習意欲や夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組みます。
- (6) ICT教育の推進のため「ICT活用教育推進協議会」を設置し、ICTを活用した授業の設計や、協調学習の充実等による21世紀型スキル獲得のための教員のICT活用指導力の向上等に取り組みます。
- (7) 市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流を促進し、家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネートなど、地域の実情に応じた家庭教育支援体制の強化に取り組みます。

安心して通学できる学校づくり「いじめ・不登校対策」

- (8) いじめ防止対策推進法に基づき、学校、教育委員会、知事部局、その他いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図る「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、総合的ないじめ防止対策に取り組みます。
- (9) いじめの未然防止につなげるための全県を対象としたフォーラムにおいて、児童生徒によるいじめ防止活動の発表や、ポスター等の展示など、参加型による主体的ないじめ防止の取組を充実します。
- (10) 不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有し、教職員の対応力の向上等に取り組むとともに、不登校児童生徒を指導する一定の水準を満たす学校外の民間施設を、出席扱いとできる施設として指定する仕組みをつくります。

(11) 学校だけでは解決が困難な、不登校への対応やいじめの解決に向けて、スクールソーシャルワーカーとして必要な知識、技能を持った人材の育成、確保に取り組みます。

(12) インターネット端末の急速な普及の中で、児童・生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習会への講師派遣を行うとともに、低年齢の乳幼児期からのメディアとの正しいつきあい方についても教育啓発を行います。

一人一人のニーズに対応した「特別支援教育の充実」

(13) 教職員の手話技術の向上や手話教育推進コーディネーターの配置など、教育面における手話に関する環境整備に取り組みます。

(14) 関係機関と連携した障がいの早期発見、早期支援を行う取組を進めるとともに、理学療法士等の配置により特別支援学校の専門性を強化することで、地域の学校への支援体制強化に取り組みます。

(15) 発達障がいのある児（者）の保護者への情報提供及び県民の皆さんへの発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」

(16) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出やジュニア層の選手強化、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

(17) 障がい者芸術文化祭への参加支援などによる障がいのある子どもたちの文化活動の活性化と、文化芸術活動を通じた健常者と障がいのある人との交流の機会の拡大に取り組みます。

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

6 平成27年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、平成27年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成26年3月26日

鳥 取 県 知 事

鳥取県教育委員会委員長

平成26年度協約 指標一覧

全国に誇れる学力を目指す「学びの質の向上」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査において全国を上回るとともに、学力向上指標において前年度を上回る 	※学力向上指標の詳細は別紙のとおり
<ul style="list-style-type: none"> ・イングリッシュチャールームの数 6箇所 	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校を超えて活動するエキスパート教員数 5名 	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクラム教育で中学校との連携の核となる県立高等学校数 6校 	
<ul style="list-style-type: none"> ・土曜授業等に取り組む県立高等学校 東部、中部、西部の 4校 	
<ul style="list-style-type: none"> ・土曜授業等に取り組む市町村数（予算的な支援） 10市町村 	
<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力調査で、児童・生徒のICT活用を指導する能力が、全国平均を上回る 	
安心して通学できる学校づくり「いじめ・不登校対策」	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の出現率が全国平均を下回るとともに低減する 	
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で学校いじめ防止基本方針を策定する 	
一人一人のニーズに対応した「特別支援教育の充実」	
<ul style="list-style-type: none"> ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率が、前年度を上回る 	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが開催する全ての基本研修において手話の普及に取り組む 	
健やかな体と心と夢を育てる「スポーツ・文化芸術活動の振興」	
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合が次の数値を上回る (小5男)50.0% (小5女)55.0% (中2男)50.0% (中2女)65.0% 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会での入賞(8位以内)が、種目数で50種目、人数で120人を上回る 	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)が60人を上回る 	

[学力向上指標]

学力調査の状況	
(1)	全国学力・学習状況調査の実施教科において、最上位層の割合が全国の割合を上回り、最下位層の割合が全国の割合を下回る
(2)	全国学力・学習状況調査で、過去の問題と同一趣旨の問題のうち、正答率が全国平均を上回った割合
(3)	全国学力・学習状況調査で、記述式の問題のうち無解答率が全国平均以下であった割合
(4)	各校が設定した指標について、各校が達成したと評価する割合
学び方の質・学習状況	
(5)	意欲、授業に向かう姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・「身に付けた知識・技能や経験を生活の中で活用できないか考える」児童生徒の増加（算数・数学） ・「授業の中で『わかった』、学んだことについて『もっと知りたい』と感じる」児童生徒の増加 ・「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加 ・「児童生徒の様々な考えを引き出したり、思考を深めたりする発問や指導をする」学校、教員の増加
(6)	体験活動・読書活動の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・「授業で体験的な学習を取り入れている」学校の増加 ・「全校一斉読書に取り組む」学校の増加 ・「読書が好きである」児童生徒の増加
(7)	家庭における学習等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の増加 ・「進んで取り組んでいることをほめている」保護者の増加 ・「児童生徒に対する国語・算数（数学）の指導として、保護者に対して家庭学習を促すような働きかけを行う」学校の増加
豊かに生きる共に生きる力の状況	
(8)	自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識 <ul style="list-style-type: none"> ・「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の増加 ・「ボランティア活動に参加している」児童生徒の増加
(9)	進路に向けた意識 <ul style="list-style-type: none"> ・「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 ・「『あの人のようになりたい』と思う人がいる」児童生徒の増加 ・「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の増加
(10)	地域社会への参画状況 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の行事に参加している」児童生徒の増加 ・「地域の大人（学校や塾・習い事の先生を除く）から褒められたことがある」児童生徒の増加

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成26年4月21日

【新規分】		教育環境課 摘要				
工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	
鳥取西高等学校南通路整備工事	鳥取市東町一丁目～二丁目	やまこう建設株式会社	150,120,000円 (予定価格) 163,667,520円	平成26年3月25日 ～ 平成26年12月4日	平成26年3月24日	
県立八頭高等学校第1教室棟新築工事(建築)	八頭郡八頭町久能寺	県立八頭高等学校第1教室棟新築工事(建築)ビューケン・都市特定建設工事共同企業体	452,952,000円 (予定価格) 489,409,560円	平成26年3月11日 ～ 平成27年5月31日	平成26年3月10日	

公立学校教職員の懲戒処分について

平成26年4月21日
小中学校課、高等学校課

○交通事故

- (1) 処分年月日 平成26年3月28日
- (2) 処分の量定 減給10分の1 1月
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 平成25年5月11日(土)午後3時頃、自家用自動車を運転中、居眠りが原因でガードレールに衝突し、横転したことにより、同乗者に全治6ヶ月の傷害を負わせるという重大な事故を起こした。

○わいせつな行為

- (1) 処分年月日 平成26年3月28日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 平成25年4月28日、女子生徒に対し、自宅アパートにおいて、わいせつな行為を行った。

鳥取県幼保小連携カリキュラムについて

平成26年4月21日
小 中 学 校 課

平成25年3月に策定した「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」に基づき、本県のめざす幼児の姿である「遊びきる子ども」につながる各年齢のめざす姿とともに、その姿に向けて保育を展開していくうえでの活動事例や、幼児教育・保育、小学校入門期の教育内容や指導方法等の学びのつながりを示した「鳥取県幼保小連携カリキュラム」を開発しました。

1 背景

- 「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」に沿って、今後5年間を見通した幼児教育充実に向けた取組の推進が必要
- 平成24年5月に実施した「幼児教育調査」から、平成22年～24年の各年において、約2割の小学校でいわゆる「小1プロブレム」の発生状況があることが分かり、円滑な接続に向けて、幼保小の相互理解と、連携による教育の充実と一層の推進をめざした取組を改善、充実させていくことが必要

2 「鳥取県幼保小連携カリキュラム」開発の流れ

開発委員会で協議するとともに、「幼児教育パワーアップ事業」実践園でカリキュラムを検証しながら、開発を進め、平成26年3月に完成。

* 「幼児教育パワーアップ事業」実践園（4園） 鳥取市立福部幼稚園・鳥取市立城北保育園
鳥取市すくすく保育園・鳥取第二幼稚園

* 「鳥取県幼保小連携カリキュラム」開発委員会

担 当	氏 名	所 属	職 名
0歳児	福田 泰雅	赤碕保育園	園 長
	田中 京子	キッズタウンかみごとう保育園	園 長
1歳児	溝上 智子	大山町立大山きやらぼく保育園	園 長
	松重 真由美	わかば園	園 長
2歳児	小川 照美	鳥取市立城北保育園	副園長
	角 陽子	湯梨浜町立田後保育所	所 長
	高木 睦子	鳥取市児童家庭課	主 査
3歳児	富田 澄恵	鳥取市立すくすく保育園	副園長
	日野 彰則	認定こども園学校法人倉吉幼稚園	副園長
4歳児	網尾 陽子	鳥取第二幼稚園	教務主任
	三村 敬子	鳥取市立こじか幼稚園	主任教諭
	岩田 正子	北栄町教育委員会	指導主事
5歳児	西山 徳子	鳥取市立福部幼稚園	副園長
	森田 るり子	岩美町立大岩保育所	副所長
小学校 1年生	大坪 幸恵	鳥取市立城北小学校	教 諭
	高垣 陽子	鳥取市立福部小学校	教 諭
	中澤 美佳	鳥取市立青谷小学校	教 諭
アドバイザー	塩野谷 齊	鳥取大学地域学部	教 授

3 配布先

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園・届出保育施設・小学校（各1冊）
- ・ 市町村教育委員会・市町村保育担当課（各1冊）

4 今後の取組

「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上を図るとともに、「鳥取県幼保小連携カリキュラム」の活用、実践、活動事例の収集・普及等により、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざす。

県立皆生養護学校高等部病弱教育部門の開設と県立琴の浦高等特別支援学校の状況について

平成26年4月21日
特別支援教育課

皆生養護学校高等部病弱部門の開設について報告します。

皆生養護学校に、県西部地域で初めてとなる高等部病弱教育部門を開設しました。病気等のために継続して医療や生活規制を必要とする生徒を対象とする教育を行います。

4月8日（火）に入学式が行われ、7名の生徒が入学しました。普通科の中には、大学進学や就職を目指す『総合コース』と、基礎基本の学力をしっかりと身に付けることを目指す『基礎コース』があり、病気の状態に配慮しながら高等学校と同じ学習を行います。

皆生養護学校はこれまで肢体不自由の生徒が通う学校でしたが、病弱教育部門の開設により肢体不自由と病弱の生徒で学級を編成します。お互いの病気や障がいを理解し、助け合いながら学校生活を送ることができると考えています。

なお、今年度中に教室を増築し、来年度以降の新入学及び転入学の生徒の受け入れが可能となるよう学校施設の整備を行っていきます。



【入学式】



【教室での様子】

県立琴の浦高等特別支援学校の状況について報告します。

平成25年4月10日に開校した琴の浦高等特別支援学校も2年目を迎えました。4月9日（水）には入学式が行われ、40名（定員40名）の新入生を迎えました。

生産流通科とサービスビジネス科の2つの学科がありますが、1年次には6つの作業種（農業・食品衛生・流通・サービス・ビルメンテナンス・事務オフィス）のすべてを幅広く体験します。昨年は食品衛生「パン作り」やサービス「接客」等の学習に自ら目標を持ち、生き生きと取り組む姿が見られました。2年次には、生産流通科（農業・食品衛生・流通）とサービスビジネス科（サービス・ビルメンテナンス・事務オフィス）の2つの学科に分かれて学習し、より専門的な知識・技能を身に付けていきます。



【入学式】



【教室での様子】

「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の策定及び
「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」の作成について

平成26年4月21日
いじめ・不登校総合対策センター

1 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針

(1) 内容

いじめ防止対策推進法に基づき、鳥取県内において、いじめの防止・早期発見・適切な対処のために、学校・家庭・地域をあげて取り組むための基本的な理念や内容について示した。

はじめに 基本的な方針のねらい	IV いじめへの対処に関する方針等
I いじめの定義	1 鳥取県における取組
II いじめに対する基本的な認識	2 学校における取組
III いじめの防止等に関する方針等	V 重大事態への対処等
1 鳥取県における取組	1 鳥取県における取組
2 学校における取組	2 学校における取組
3 家庭における取組	VI 取組の検証等
4 関係機関等の取組	VII その他
5 地域等の取組	

(2) 経過

平成25年12月13日(金) 常任委員会 方針(案)について報告
12月17日(火)～平成26年1月16日(木) パブリックコメント
関係機関からの意見聴取
平成26年1月20日(木) 常任委員会 パブリックコメントの結果について報告
3月21日(金) 定例教育委員会
4月8日(火) 市町村、関係機関、団体等への周知

2 鳥取県いじめ防止対策ガイドブック

(1) 内容

基本方針とセットでの活用を図れるよう、一昨年度改訂した「鳥取県いじめ対策指針」をもとに、いじめ防止対策推進法で求められる内容を加えて作成した。

1 「魅力ある学校づくり」をめざして	6 ネット上のいじめへの対応
2 「いじめ」について	7 重大事態への対処
3 求められる取組の充実	8 関係機関との連携
4 いじめの未然防止と魅力ある学校づくり	9 校内研修の実施
5 いじめへの対応	10 関係資料

(2) 経過

平成25年12月～平成26年1月 関係機関へ掲載内容についての協力依頼、意見聴取
平成26年2月4日(火) 定例教育委員会 「ガイドブック」(案)報告
4月8日(火) 市町村、学校、関係機関、団体等への配布

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第3次計画)の策定について

平成26年4月21日
社会教育課

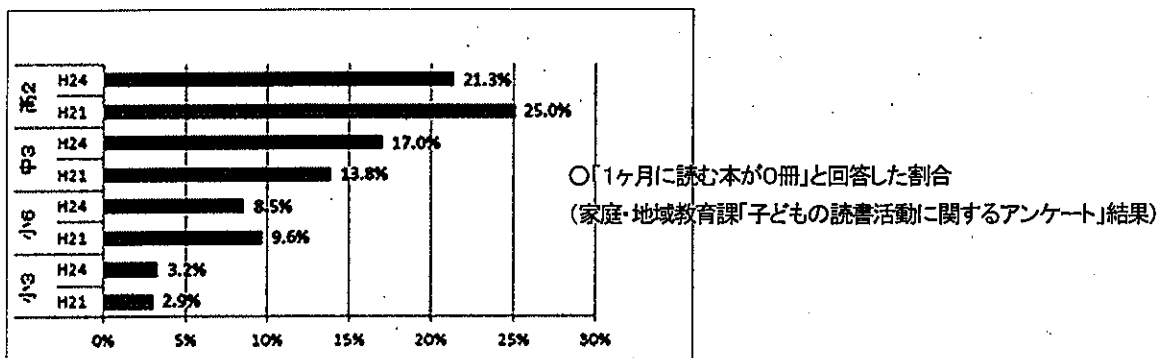
「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」は、鳥取県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。

平成21年3月に改訂した「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第2次計画)」が平成25年度末に終了することから、第2次計画の成果と課題を踏まえ、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第3次計画)」をとりまとめました。

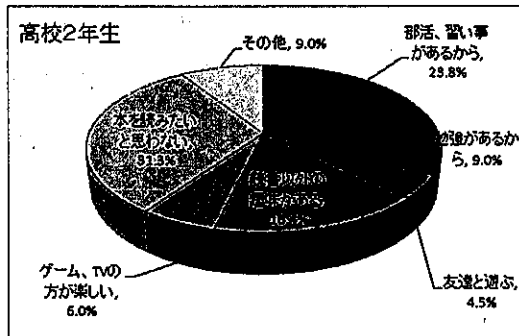
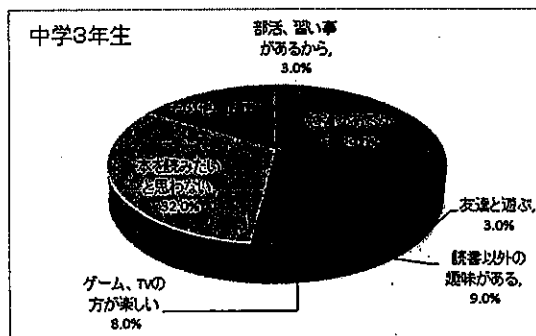
(第3次計画の期間) 平成26年度からおおむね5年間

1 第2次計画から見直した点

- ・3つのビジョンの柱に基づき、具体的方策を整理
- ・目標値を見直し、特に国の「子どもの読書活動に関する基本的な計画」(平成25年5月策定)においても目標とされた「不読率(1ヶ月に1冊も本を読まない割合)の減少」等を新たにに加え、11項目の目標を設定
- ・平成24年度に実施した「鳥取県子どもの読書活動に関するアンケート」の結果を反映



○1ヶ月に1冊も本を読まなかった理由 (同アンケート結果)



【目標値】(一部)

項目		平成24年度	平成30年度目標
全校一斉読書実施率	小学校	99.3%	100%
	中学校	95.0%	
	高等学校	91.7%	

(小中学校課、高等学校課調べ)

項目		平成24年度	平成30年度目標
1ヶ月に1冊も本を読まない割合(不読率)	小学3年生	3.2%	3%以下
	小学6年生	8.5%	6%以下
	中学3年生	17.0%	12%以下
	高校2年生	21.3%	16%以下

(家庭・地域教育課調べ)

2 第3次計画の概要

【ビジョンの3つの柱】

- (1) 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実
- (2) 子どもの読書活動を支える人の育成
- (3) 子どもの読書活動の推進についての啓発・広報

【3つの柱に基づく推進のための具体的方策】

(1) 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

①家庭での子どもの読書活動の推進

- ・子どもの読書に対する興味、関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるよう、様々な機関が連携して保護者に啓発を図る。

②地域での子どもの読書活動の推進

- ・地域における読書活動の中核的な役割を果たす公立図書館（県立図書館、市町村図書館、公民館・児童館図書室）では、子どもたちが本に興味を持ち、読書への関心を高めるよう、一層のサービスの充実に努める。
- ・地域での活動を通して子どもに本の魅力を伝える重要な存在である読書ボランティアなどの民間団体間のネットワークの構築などに努める。

③学校等での子どもの読書活動の推進

- ・幼稚園・保育所等では、乳幼児が絵本に触れることができる環境づくりに努める。
- ・学校においては、発達段階に応じて読書の幅を広げていくような環境づくりに努める。

(2) 子どもの読書活動を支える人の育成

- ・子どもが本に親しむためには、子どもの読書活動に携わる人が、子どもと本のよりよい出会いをコーディネートするために必要な専門知識と技術を身につけることが重要であり、こうした人材が能力・経験を発揮できるよう、学校、図書館、関係団体等が連携する。

(3) 子どもの読書活動の推進についての啓発・広報

- ・子どもの読書活動に対する県民の関心と理解を深め、子どもの読書活動を推進する社会的機運を醸成するための啓発・広報を行う。

3 策定までの経緯

時期	内容
平成25年1月	子ども読書に関するアンケート調査を実施
平成25年6月～平成26年2月	鳥取県子どもの読書活動推進委員会で内容検討（4回）
平成25年12月19日～ 平成26年1月14日	パブリックコメント実施
平成26年2月～3月	【教育委員会】【常任委員会】 パブリックコメント実施結果を報告
平成26年3月21日	【教育委員会】第3次計画の策定について（議決）

(ビジョンを掲載している HP の URL)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53168>

拉致問題に係る教職員用指導資料の刊行について

平成26年4月21日

人権教育課

1 教職員用指導資料について

(1) 目的 児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題に対する理解を深めることを通して人権教育の一層の推進を図る。

(2) 内容

ア 拉致問題について

○拉致問題とその解決に向けた取組の解説

○県内在住の政府認定拉致被害者ご家族の思い（インタビュー記録）

イ 学習指導事例について

○小学校（高学年）の指導事例（アニメ「めぐみ」を取り上げた指導例）

○中学校の指導事例（拉致被害者ご家族へのインタビュー記録を取り上げた指導例）

○高等学校の指導事例（新聞の社説を取り上げた指導例）

ウ 参考資料

○未帰還の政府認定拉致被害者について

○本県関係の拉致被害者・拉致された疑いがある人について

○関連法令

2 経過

(1) 国の動向

平成18年 6月 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行

第三条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

平成20年 6月 内閣官房拉致対策本部がアニメ「めぐみ」（文部科学省認定）を全国の学校に配布

アニメ「めぐみ」

1977（昭和52）年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメ。



平成23年 4月 「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更（閣議決定）、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。

平成25年12月 内閣官房拉致対策本部がアニメ「めぐみ」（文部科学省認定）を全国の学校に追加配布

(2) 本県の学校教育における取組

平成20年 4月 「拉致問題人権学習会（人権局所管、講師：拉致被害者ご家族）」開始

平成24年 1月 「鳥取県人権教育基本方針」第1次改訂、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部改正を反映

平成26年 3月 教職員用指導資料「拉致問題に対する理解を深めるために」刊行

<参考：URL> <http://www.pref.tottori.lg.jp/item/876956.htm#moduleid197100>

県内文化財建造物の国新規登録について

平成26年4月21日

文化財課

平成26年3月18日(火)、国の文化審議会(会長 宮田亮平)において国登録有形文化財(建造物)の登録に係る答申が行われました。

【文化財の概要】

名称および所在地

○ 木島家住宅 主屋 (八頭郡若桜町) 1件

特 徴

○ 若桜の町並みは、かつて宿場町であった若桜宿が明治18年の大火によって街道沿いの大部分が失われた後、宿全体の復興計画として作成された「宿議決書」に沿って整備された。当家长宅はその復興計画の一環として、山林業を営んでいた木島七治郎によって明治20年頃に建てられた。

街道の東側に建てられた主屋は切妻平入りの2階建ての町家で、正面に庇を出して隣家と連続した通路とする”カリヤ”を持つ。内部は南側を土間とし、床上は二列六室とする。土間寄りの中の部屋は土間と一連の吹き抜けとし、1階の北側と2階の北側に座敷をしつらえる。

平成24年に復原・改修工事を終えて現在は休憩・交流処として活用されている。カリヤの残る若桜の町並みを形成する町家として、貴重である。

登録件数 国の登録有形文化財は県内で173件目(うち建造物は170件目)

国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
(170)	(18)	(22)
173	118	257

()内は建造物の数

登録物件の所在する市町村の文化財件数(今回登録後)

	国登録文化財	国指定文化財	県指定文化財
若桜町	(11)	(1)	(1)
	11	2	5

()内は建造物

※平成25年度の国登録は4所目 興禅寺本堂(鳥取市栗谷町、12月24日告示)
 岩田家住宅(鳥取市立川町、11月15日答申)
 面谷家住宅(境港市花町、11月15日答申)

※平成25年度、建造物ではほかに

尾崎家住宅(湯梨浜町字野)が重要文化財指定(8月7日告示、県内18件目)
 大山町所子伝統的建造物群保存地区(大山町所子)が重要伝統的建造物群保存地区に選定
 (12月27日告示、県内2件目)



木島家住宅主屋 外観【写真①】



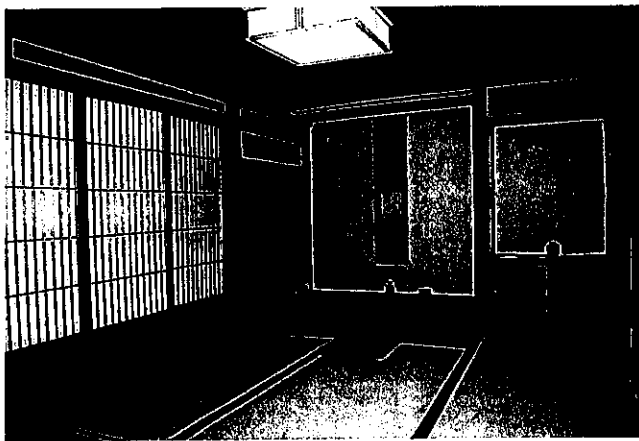
カリヤ【写真②】



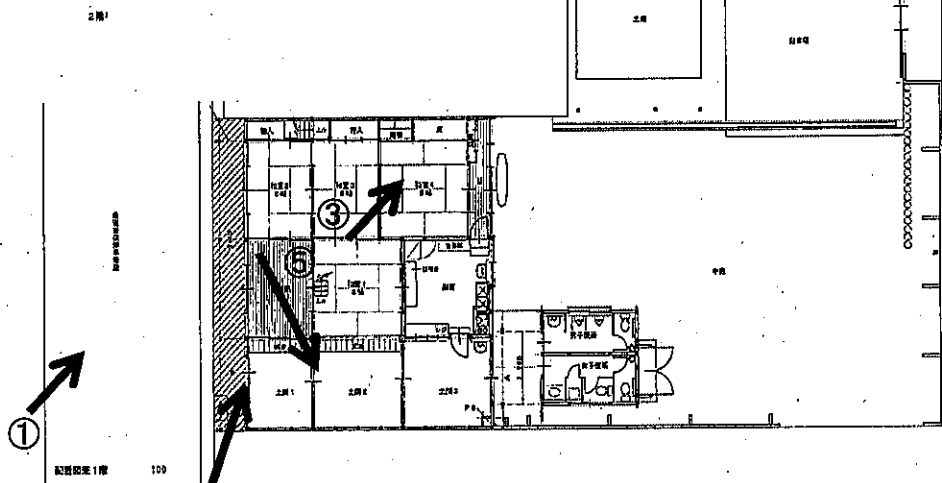
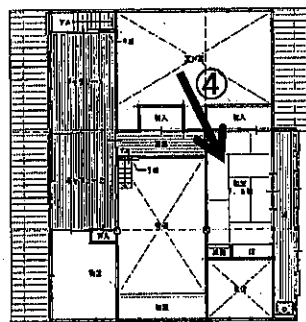
1階座敷【写真③】



土間上の吹き抜け【写真⑤】



2階和室【写真④】



② 配置図

山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会の検討結果について

平成26年4月21日
博 物 館

山陰海岸学習館の在り方を策定するため「山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会」を設置し、その調査審議結果が別添報告書にまとめられ、平成26年3月17日、西田良平委員長から横濱純一教育委員会教育長に報告書を添えて提言が行われました。

提言等の概要は下記のとおりであり、当該提言を踏まえて同館の今後の取組等について検討を進めていきます。

1 提言の骨子……報告書の概要は次頁のとおり

山陰海岸学習館が、様々な取組で成果をあげて高い評価を得てきたことを認める。

同館が鳥取県立博物館の「附置」施設であることを踏まえつつ「めざす姿」等を定めた。

新たな役割等もあり、全て実施する場合は職員体制の充実や施設設備の拡充等の財政措置並びに「鳥取県立博物館の在り方の検討」も合わせた総合的な検討が必要と考えるが、同館が地域の期待に応えながら発展していくために必要不可欠であることから、これらの役割や取組を着実に遂行することを提言する。

(1) めざす姿

発見や体験をとおして山陰海岸ジオパークへの驚き・感動・知的好奇心が高まる博物館

(2) 求められる役割

ア 山陰海岸ジオパークの博物館資料の収集・保管・調査研究の充実

イ 地域の自然とのふれあい等を促進するための展示の工夫及び適切な更新の充実

ウ 資料及び地域の自然・文化を活用した教育普及活動の充実
等

2 調査審議の経過（平成25年度）

5月15日 「山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会設置要綱」制定、検討委員会委員委嘱

6月7日 第1回検討委員会

・山陰海岸学習館の現在の位置づけと役割、沿革及び取組実績等の現状 等

7月30日 第2回検討委員会

・社会情勢の変化を踏まえた将来見通し、報告書の構成・概要 等

10月11日 鳥取県附属機関条例に基づき運営要綱制定、検討委員会委員任命

22日～24日 第1班 県外施設視察調査（神奈川県立生命の星・地球博物館 等）

29日～31日 第2班 県外施設視察調査（糸魚川フォッサマグナミュージアム 等）

11月12日 第3回検討委員会（鳥取県立博物館）

・県外施設視察調査結果、報告書及び概要の素案 等

2月12日 第4回検討委員会

・報告書等最終検討

3月17日 山陰海岸学習館の在り方策定（報告書完成）

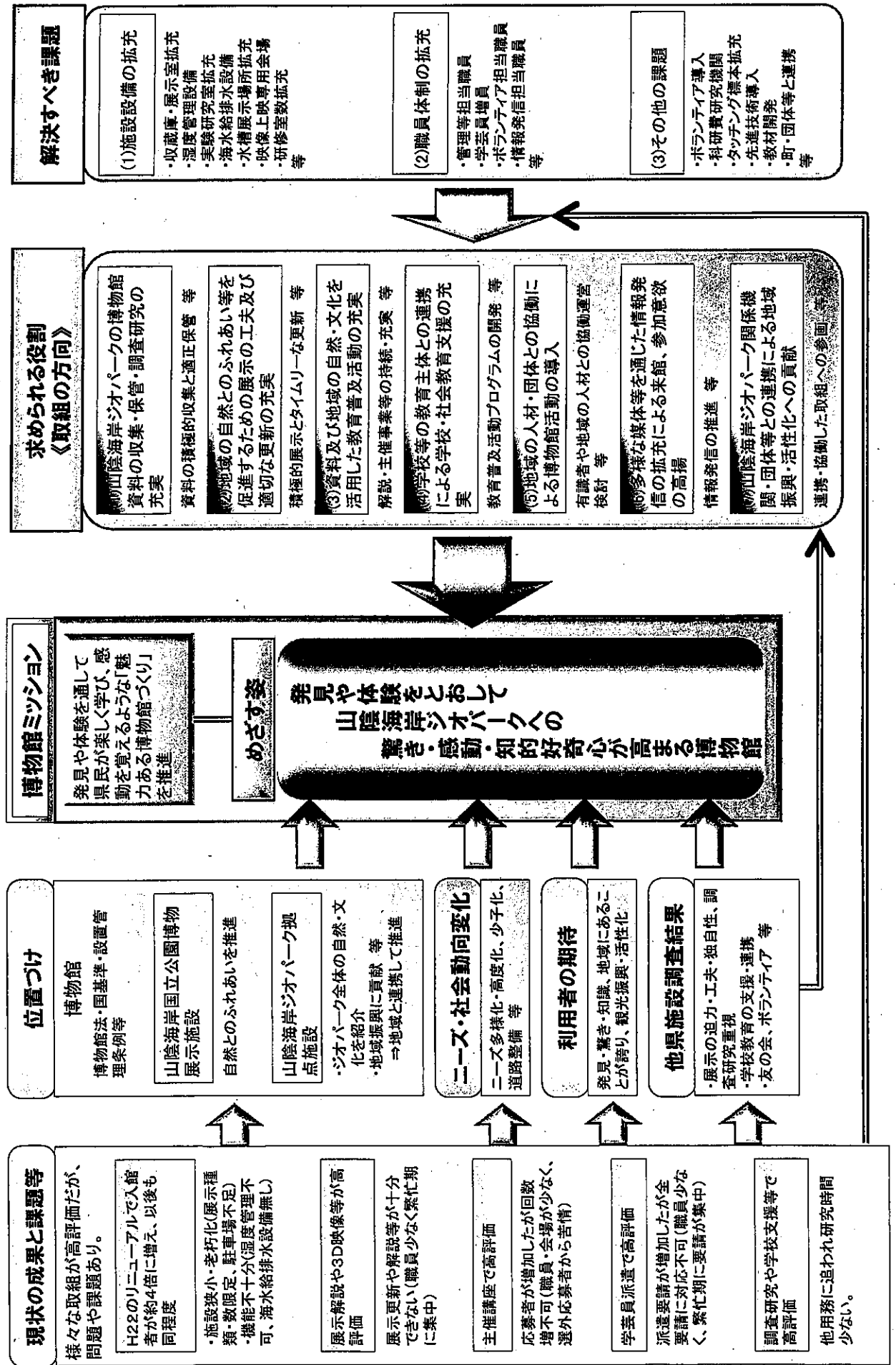
・委員長から教育委員会教育長に報告書を添えて提言

【参 考】山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会委員

所属・職	氏 名	所属・職	氏 名
鳥取大学名誉教授	西田 良平	岩美町商工観光課長	杉村 宏
鳥取環境大学地域イノベーション研究センター講師	新名阿津子	岩美町教育委員会教育長	寺西 健一
大阪市立大学大学院理学研究科教授	三田村宗樹	岩美町立岩美北小学校長	谷口 謙
浦富自然保護官事務所自然保護官	山崎 貴之	いわみガイドクラブ副代表	福原陽一郎
県山陰海岸世界ジオパーク推進室長	中谷 英明	NPO法人岩美自然学校理事長	澤 健一

山陰海岸学習館の在り方について【概要】

平成26年3月17日
山陰海岸学習館の在り方策定検討委員会



平成25年度鳥取県体力・運動能力調査結果について

平成26年4月21日

体 育 保 健 課

1 調査対象及び人数

鳥取県内の全ての公立小学校・公立中学校・県立高等学校（全日制）の全児童生徒を対象（平成24年度までは約10%抽出）

※集計数：55,442名（県内公立学校の児童生徒数 58,465名）

2 調査項目

〈児童生徒の属性に関する項目〉

- ①年齢 ②性別 ③都市階級区分 ④運動部やスポーツクラブへの所属状況
- ⑤運動・スポーツ実施状況 ⑥1日の運動・スポーツの実施時間 ⑦朝食の有無
- ⑧1日の睡眠時間 ⑨1日のテレビ（テレビゲームを含む）の視聴時間
- ⑩1日のパソコン・携帯電話の利用時間

〈テスト項目〉

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横跳び
- ⑤20mシャトルラン ⑥50m走 ⑦立ち幅跳び
- ⑧ソフトボール投げ（小学校）、ハンドボール投げ（中学校及び高等学校）

調 査 項 目	体 力 評 価	基礎運動能力評価	健康評価
握 力	筋 力	—	筋 力
上 体 起 こ し	筋力・筋持久力	—	筋持久力
長 座 体 前 屈	柔 軟 性	—	柔 軟 性
反 復 横 跳 び	敏 しょう 性	—	
20m シャトルラン	全身持久力	—	心肺持久力
5 0 m 走	ス ピ ード	走 る	—
立 ち 幅 跳 び	筋 パ ワ ー	跳 ぶ	—
ボ ー ル 投 げ	巧 ち 性 ・ 筋 パ ワ ー	投 げ る	—

3 調査期間

平成25年5月～ 7月 調査

9月～12月 集計・分析

1月～ 2月 検討委員会（鳥取県子どもの体力向上支援委員会）

4 調査結果の概要

〈別紙1関連〉

- ・ <全国平均値（H24）との比較>テストの合計点は、小学校男子全学年、女子2・4・6年、中学校男子全学年、女子2・3年で全国平均値（平成24年度）より下回っており、昨年より全国平均値を下回る学年が増えた。

- ・ <鳥取県の合計点（H24）との比較>平成25年度の合計点は、男女とも12学年中9学年が平成24年度の合計点を下回っている。
- ・ 鳥取県が課題としている「ボール投げ」については、男女とも全国平均値を下回る学年の割合が高い傾向にあり、特に女子は全学年で下回っている。
- ・ 「50m走」、「長座体前屈」は、全国平均値を下回る学年の割合が高い。
- ・ 「シャトルラン」「反復横跳び」は、昨年と同様に全国平均値を有意に上回っている。特に、「シャトルラン」は全ての学年の男女で有意に上回っている。

〈別紙2関連〉

- ・ 小、中学生は、全国平均値を有意に下回る種目が多い。
- ・ 高校生は多くの種目で全国平均値を有意に上回っている。

〈別紙3関連〉

- ・ 運動時間が長い児童・生徒ほど体力が高い傾向にある。
- ・ 学年が上がるにつれて、運動時間による体力合計点平均値の差が大きくなっている。

〈別紙4関連〉

- ・ 年次推移では、男女とも「上体起こし」「反復横跳び」「シャトルラン」は高い傾向で推移している。
- ・ 男女の「ボール投げ」は下降傾向だが、それ以外は、横ばいかやや下降傾向にある。

5 鳥取県子どもの体力向上支援委員会（※）での主な意見

【体育学習の充実】

- 柔軟性は体の可動域を広げ、運動技能が向上することや怪我をしにくくなる体づくりの上で大切な要素。
 - ・ 使わない筋肉は固くなる。低・中学年のうちに様々な運動経験をさせる。
 - ・ 体が柔らかい小学生のうちに柔軟性を高めておく必要がある。
 - ・ 股関節や肩関節が伸びるストレッチを行う。
- 体づくり運動の学習で様々な運動経験や柔軟性を高める動きを取り入れる。
- 体力向上推進計画の作成
 - ・ 児童生徒のために作成する。他の学校の取組を参考にして取組を工夫する。
 - ・ 他の学校の参考とするためにも、取組をHPや報告書に載せるなどして、各学校の取組内容を周知することを考える。
- 体力・運動能力集計システムの活用
 - ・ データを活用し、種目の平均値や二極化の傾向などの学校の実態を把握する。

【運動実施時間の確保】

- 遊具や遊び場を確保し、単一種目だけの遊びでなく、様々な運動機会を保証する。
- 学校ができることと地域・家庭ができることを分担し、お互いに連携して体力向上に取り組む。

※「鳥取県子どもの体力向上支援委員会」とは、有識者による新体力テストの考察、調査結果の活用方法の提案、県が行う子どもの体力向上の取組に対する評価や提案等を行う県の附属機関

1 平成25年度の合計点（鳥取県）と全国平均値（平成24年度）との比較（数値の単純比較）

		小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	高1年	高2年	高3年
		(6歳)	(7歳)	(8歳)	(9歳)	(10歳)	(11歳)	(12歳)	(13歳)	(14歳)	(15歳)	(16歳)	(17歳)
男子	全国	30.51	37.71	44.11	49.86	55.89	61.88	34.88	43.86	50.56	51.65	56.02	58.74
	県	30.47	37.56	43.76	49.14	54.69	59.91	33.51	41.88	49.86	52.82	56.95	59.47
女子	全国	30.45	38.42	44.20	50.20	55.48	62.00	43.88	50.58	52.72	50.13	51.92	53.13
	県	30.58	38.16	44.22	49.77	56.24	60.77	44.58	49.09	52.21	52.25	53.55	54.58

2 鳥取県の平成24年度と平成25年度の合計点の比較（数値の単純比較）

(1) 男子

区分	小学校						中学校			高等学校		
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)
H24	30.54	38.37	44.60	50.62	54.70	61.14	34.10	43.40	50.31	52.18	56.75	59.45
H25	30.47	37.56	43.76	49.14	54.69	59.91	33.51	41.88	49.86	52.82	56.95	59.47

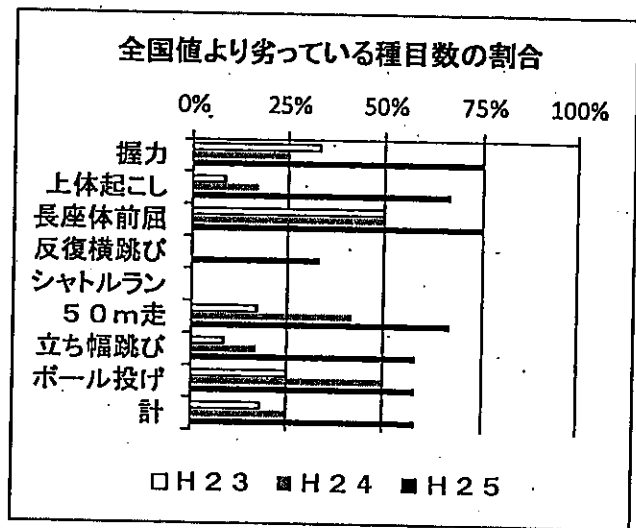
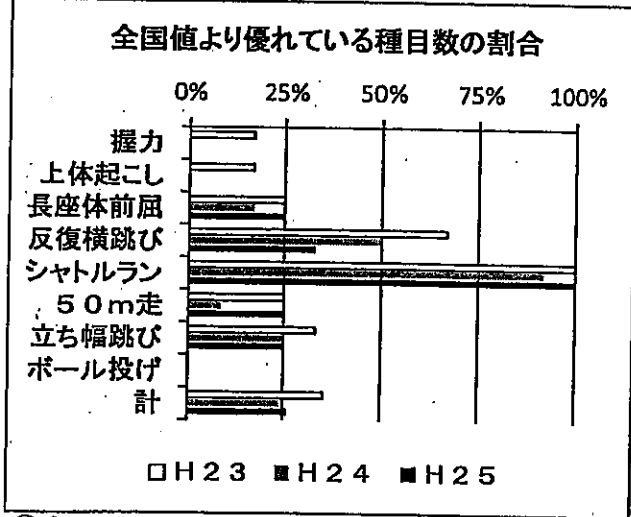
(2) 女子

区分	小学校						中学校			高等学校		
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)
H24	30.91	37.78	44.91	50.53	55.90	61.88	45.61	50.05	53.04	51.95	54.05	54.59
H25	30.58	38.16	44.22	49.77	56.24	60.77	44.58	49.09	52.21	52.25	53.55	54.58

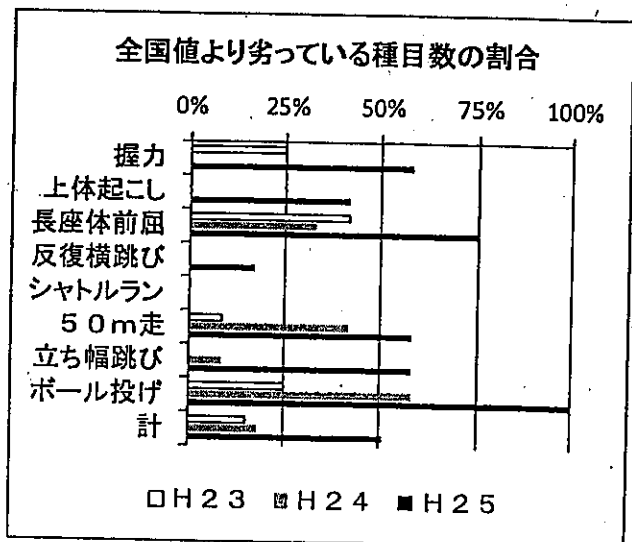
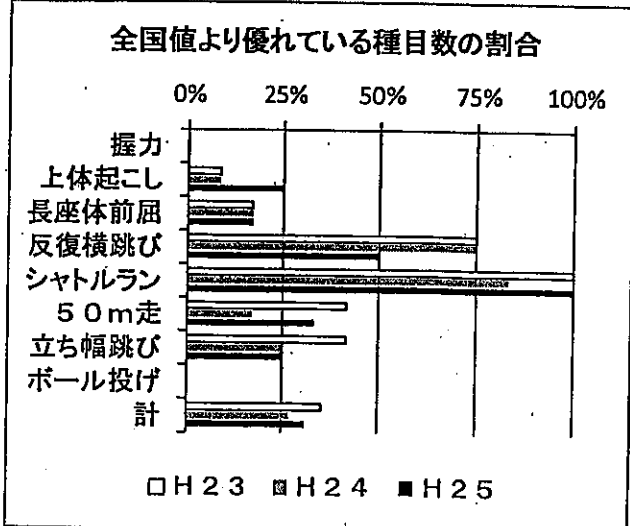
3 Tスコアによる鳥取県と全国平均値との比較（種目別に見た場合）

※それぞれ1年前の全国平均値と比較して、各種目ごとの有意さが認められた学年の数(小1～高3、全12学年)の割合

① 男子



② 女子



調査項目のTスコアによる比較 (全国平均値を50として、鳥取県の調査結果と比較して土を付けて見やすくした資料)

(1) 男子

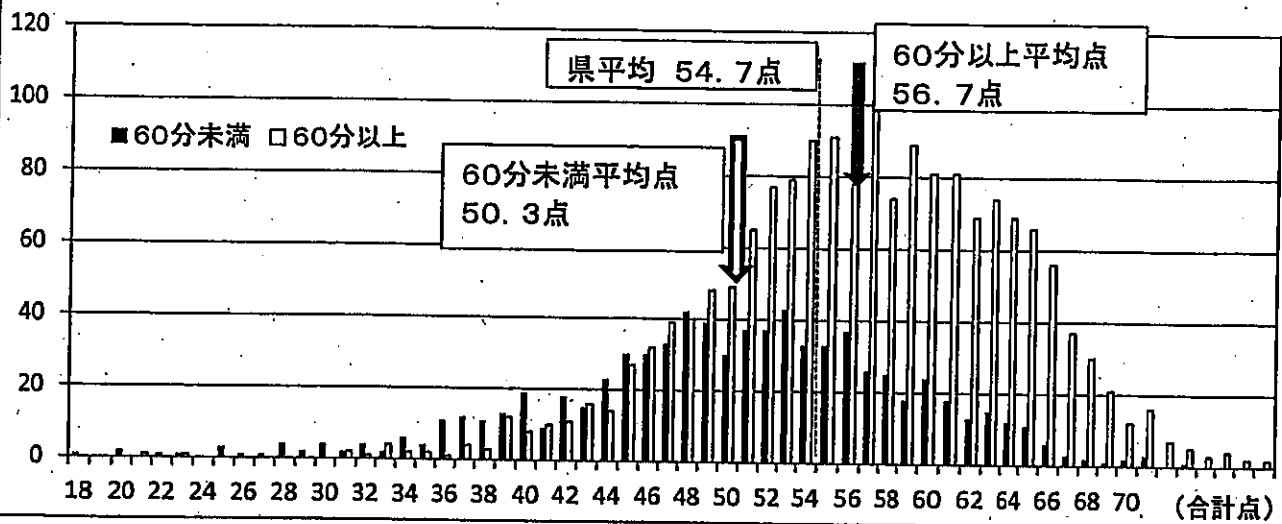
調査項目	小学校												中学校					
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)						
握力	Tスコア	49.56	49.59	50.11	49.94	49.63	48.99	48.24	47.72	48.64	49.41	49.43	49.47					
	検定	-2.18	-2.02	0.55	-0.92	-1.87	-5.12	-8.79	-11.41	-2.60	-2.42	-2.28	▼					
上体起こし	Tスコア	48.79	49.07	50.02	49.78	48.85	48.66	48.34	48.72	50.30	50.29	49.34	48.86					
	検定	-5.99	-4.62	0.09	-1.15	-5.77	-6.81	-8.31	-6.42	1.45	-2.82	-4.89	▼					
長座体前屈	Tスコア	49.38	49.05	48.93	48.71	47.51	46.79	47.17	46.99	48.18	50.49	50.84	50.84					
	検定	-3.11	-4.70	-5.29	-6.02	-12.45	-16.31	-14.13	-15.09	2.15	3.58	3.60	○					
反復横跳び	Tスコア	51.17	51.05	50.87	50.87	49.27	49.32	49.27	48.82	50.38	50.14	50.17	50.39					
	検定	5.80	5.20	4.27	4.46	-3.63	-3.44	-3.67	-5.90	0.60	0.72	1.67	▼					
シャトルラン	Tスコア	53.07	52.81	52.07	52.20	52.58	51.81	51.86	50.94	51.08	51.65	50.99	50.83					
	検定	15.24	13.91	10.19	11.34	12.93	9.17	9.29	4.72	5.32	7.33	4.21	3.57					
50m走	Tスコア	48.53	47.39	47.23	47.75	47.72	47.03	49.48	48.79	50.00	51.09	51.19	51.38					
	検定	-7.29	-12.92	-13.65	-11.59	-11.41	-15.09	-2.60	-6.08	0.00	4.84	5.10	5.92					
立ち幅跳び	Tスコア	49.78	49.55	49.08	48.66	47.94	49.29	48.93	49.19	49.67	52.34	52.01	52.22					
	検定	-1.07	-2.22	-4.52	-6.89	-10.32	-3.59	-5.35	-4.08	-1.63	10.39	8.59	9.50					
ボール投げ	Tスコア	49.36	48.82	48.29	48.36	48.80	47.87	47.48	48.14	49.26	49.49	49.57	49.42					
	検定	-3.20	-5.82	-8.41	-8.43	-6.00	-10.82	-12.58	-9.33	-3.64	-2.26	-1.84	-2.50					

(2) 女子

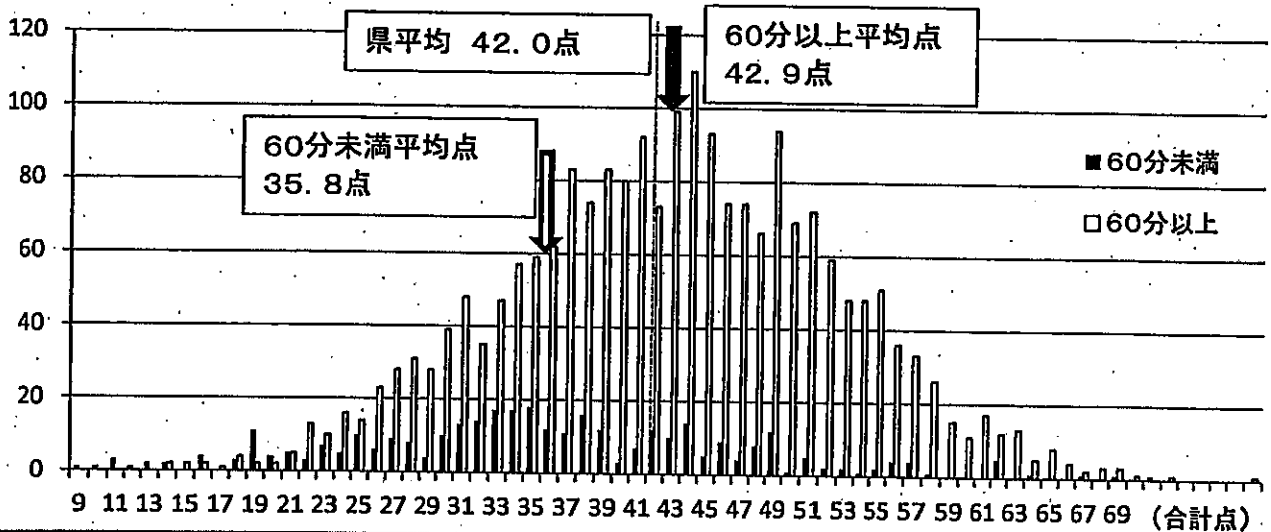
調査項目	小学校												中学校					
	1年(6歳)	2年(7歳)	3年(8歳)	4年(9歳)	5年(10歳)	6年(11歳)	1年(12歳)	2年(13歳)	3年(14歳)	1年(15歳)	2年(16歳)	3年(17歳)						
握力	Tスコア	49.54	50.41	49.50	48.99	49.72	49.36	48.87	48.45	49.18	49.94	50.17	50.04					
	検定	-2.22	2.00	-2.46	-4.96	-1.41	-3.21	-5.62	-7.40	-3.86	-0.28	0.74	0.18					
上体起こし	Tスコア	49.56	49.25	49.54	49.94	50.15	48.69	50.43	49.03	50.07	51.03	50.46	49.84					
	検定	-2.15	-3.68	-2.31	-0.28	0.75	-6.59	2.13	-4.63	0.33	4.45	1.98	-0.68					
長座体前屈	Tスコア	49.12	48.54	48.70	48.08	48.21	47.60	48.57	49.39	49.85	50.52	50.22	50.64					
	検定	-4.27	-7.13	-6.45	-9.45	-8.93	-12.10	-7.08	-2.90	-0.71	2.26	0.97	2.78					
反復横跳び	Tスコア	51.44	51.96	51.11	50.72	51.92	50.18	50.26	49.25	49.80	50.25	50.20	50.91					
	検定	6.98	9.56	5.53	3.55	9.55	0.90	1.30	-3.58	-0.94	1.10	0.87	3.95					
シャトルラン	Tスコア	54.27	53.72	53.83	53.37	55.00	53.38	53.81	50.48	55.50	52.20	51.05	50.87					
	検定	20.71	18.17	19.01	16.57	24.95	16.99	18.88	2.27	26.00	9.52	4.55	3.77					
50m走	Tスコア	48.95	47.74	48.82	46.99	49.47	47.54	50.79	48.96	49.31	52.50	51.70	50.77					
	検定	-5.11	-11.04	-5.84	-14.82	-2.62	-12.38	3.91	-4.99	-3.29	10.83	7.39	3.33					
立ち幅跳び	Tスコア	49.57	48.14	48.90	48.31	49.69	49.25	50.17	48.20	49.19	52.90	51.90	52.34					
	検定	-2.10	-9.06	-5.43	-8.33	-1.56	-3.77	0.84	-8.62	-3.84	12.55	8.26	10.12					
ボール投げ	Tスコア	48.76	47.08	47.96	47.85	48.79	47.60	49.60	48.01	48.97	49.14	49.12	48.76					
	検定	-6.04	-14.24	-10.11	-10.58	-6.05	-12.07	-1.98	-9.51	-4.87	-3.74	-3.84	-5.36					

※検定の見方 ... 検定の数値の式によって計算した t の値が 1.96 以上ならば、有意水準 5% で有意差があると見る。
また、「-」がついている場合(-1.96 以下)は、全国値より劣っていることを示す。
(例) 「2.34 ○」... 全国値より優れている。 「-3.21 ▼」... 全国値より劣っている。 「1.22」 「-0.89」... 有意差がない

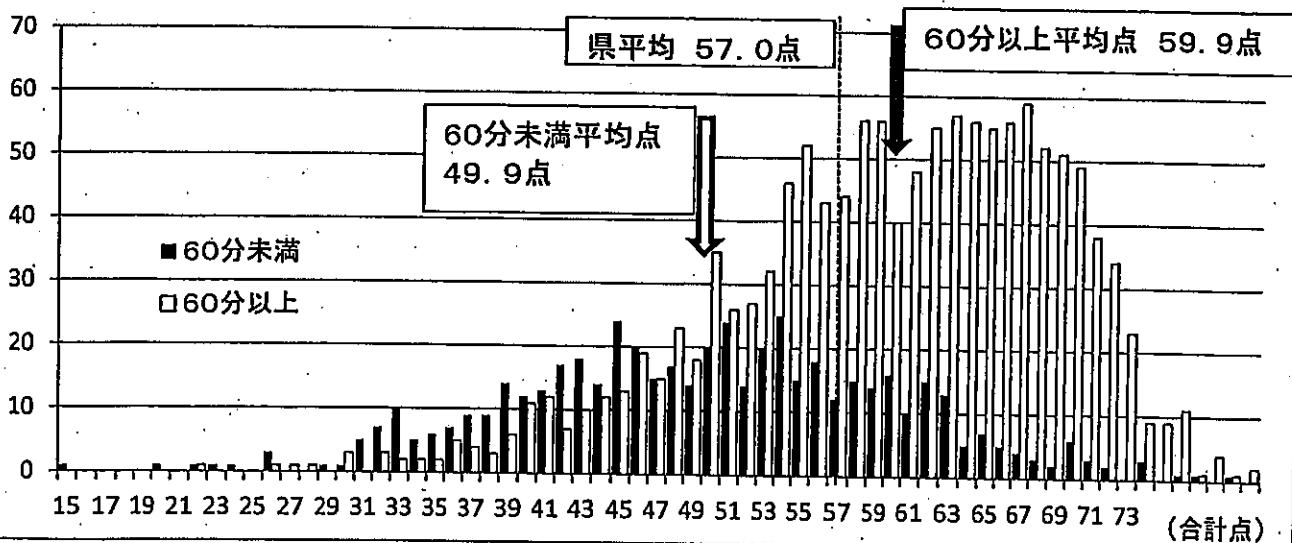
運動実施時間と体力合計点の関係 (小5男子)

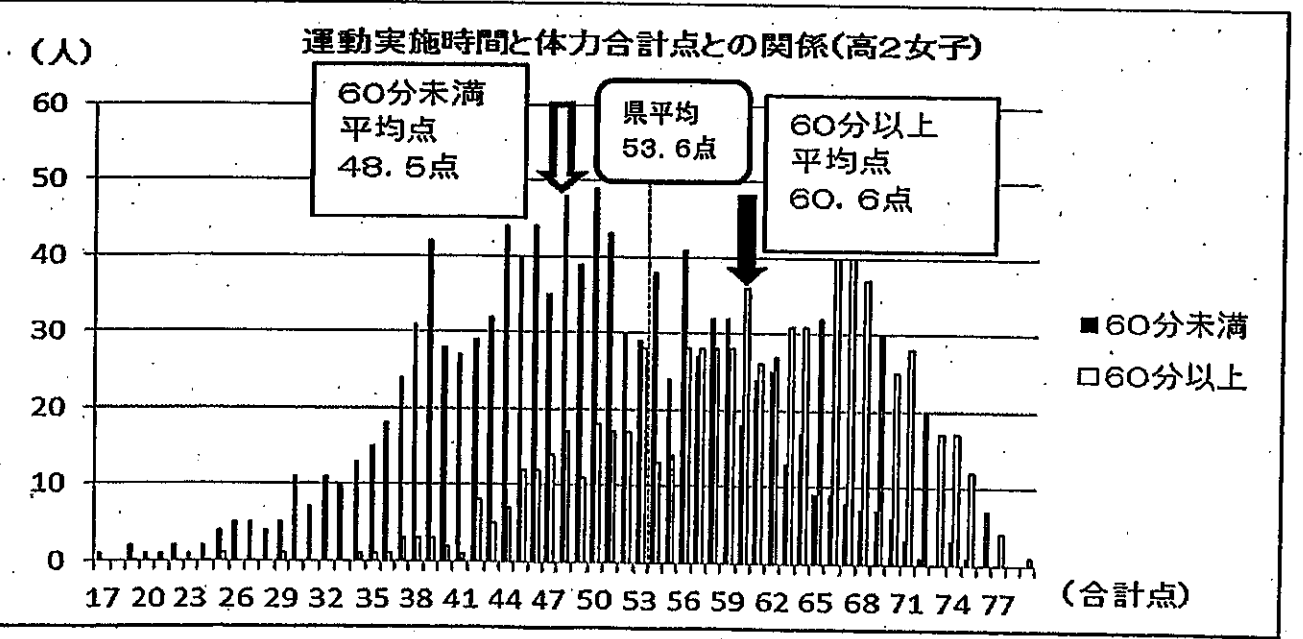
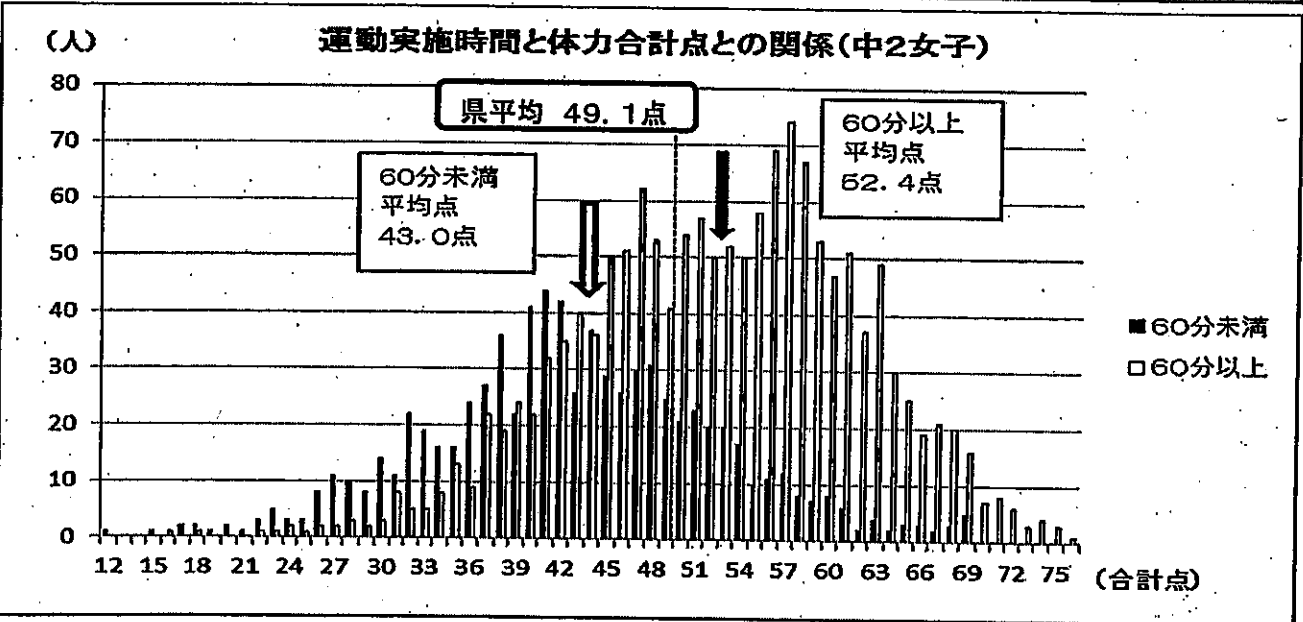
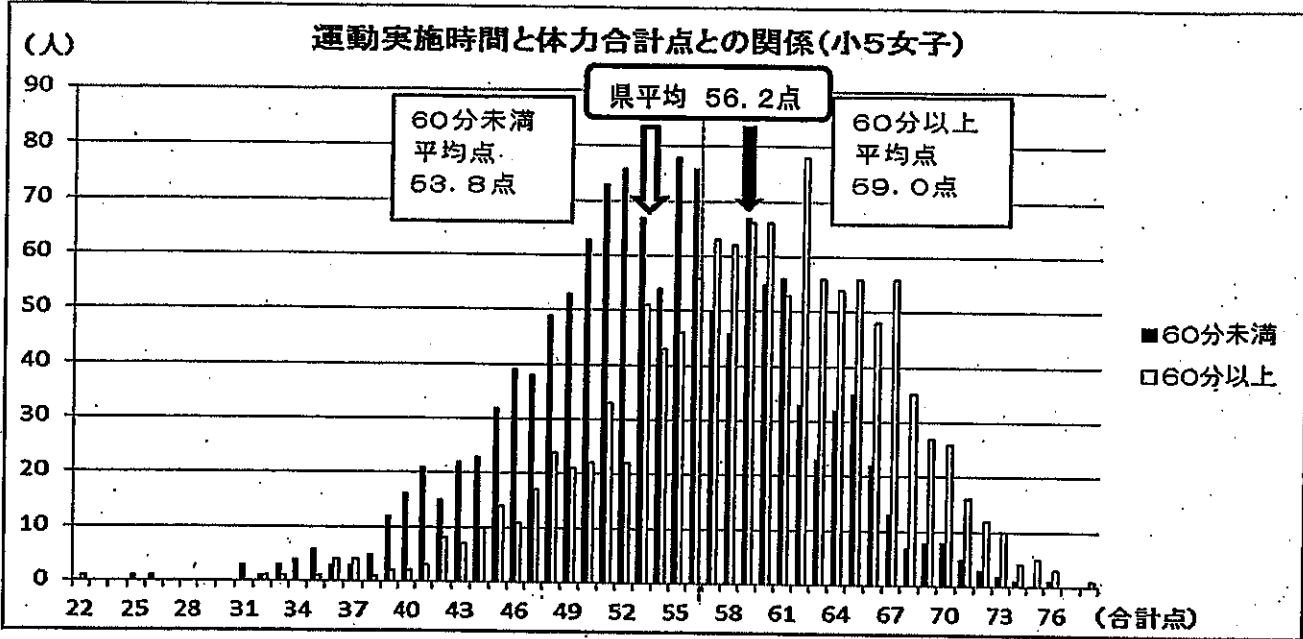


(人) 運動実施時間と体力合計点の関係 (中2男子)



(人) 運動実施時間と体力合計点の関係 (高2男子)

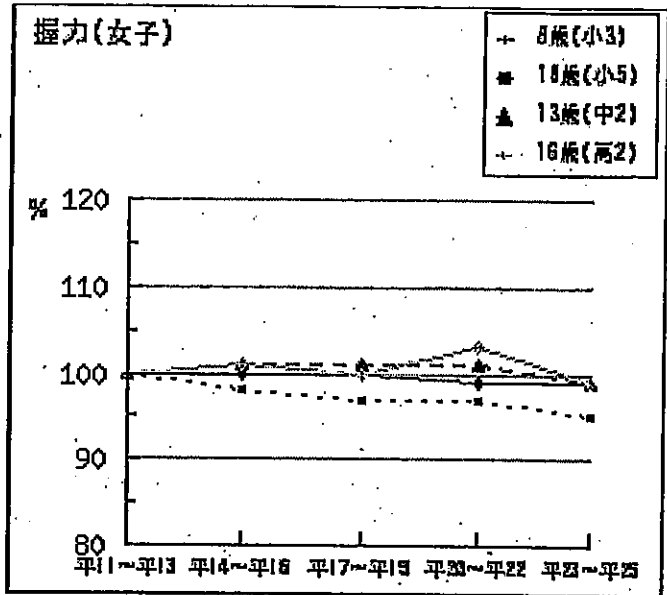
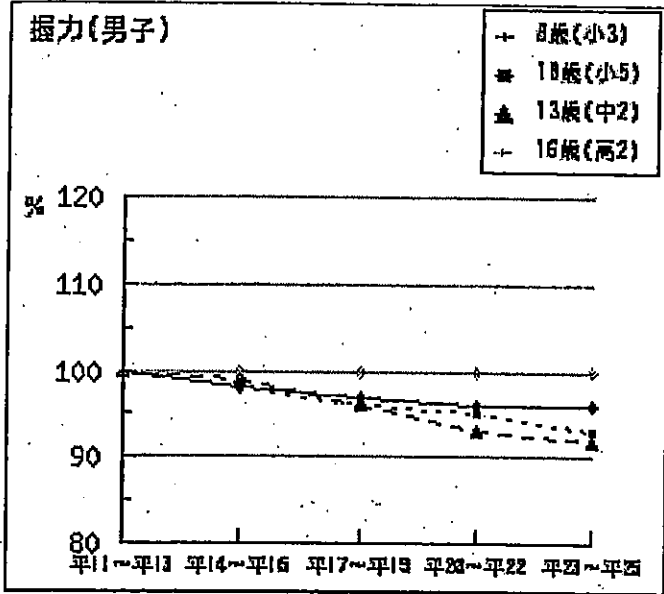




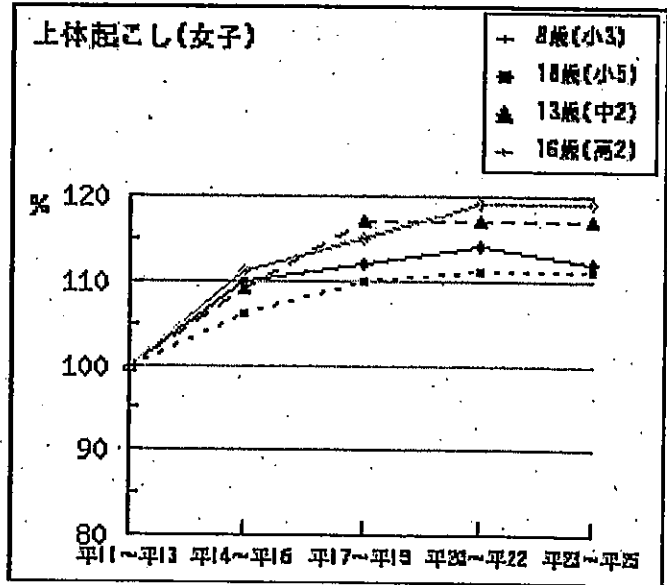
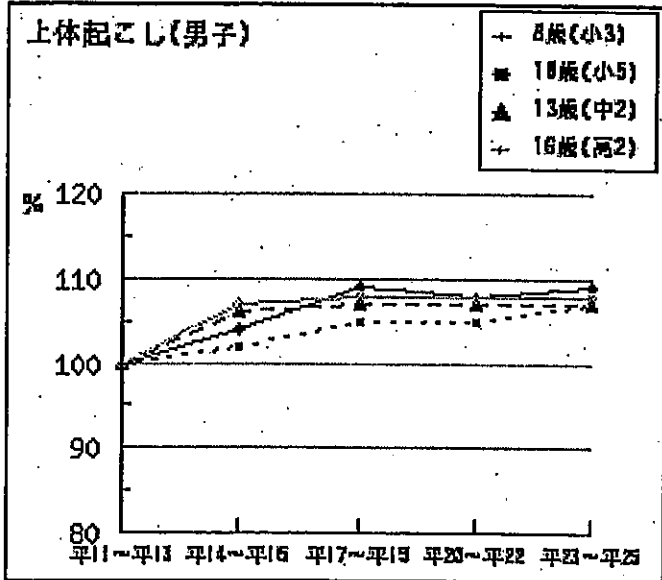
各種目の平均値(割合)の年次推移

※平成 11年～平成 13年の平均値を100とした場合の3年間の平均値の割合で表示

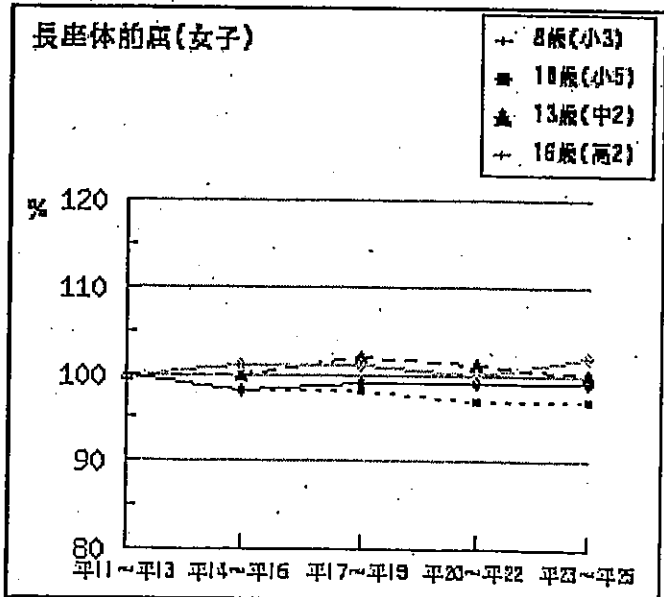
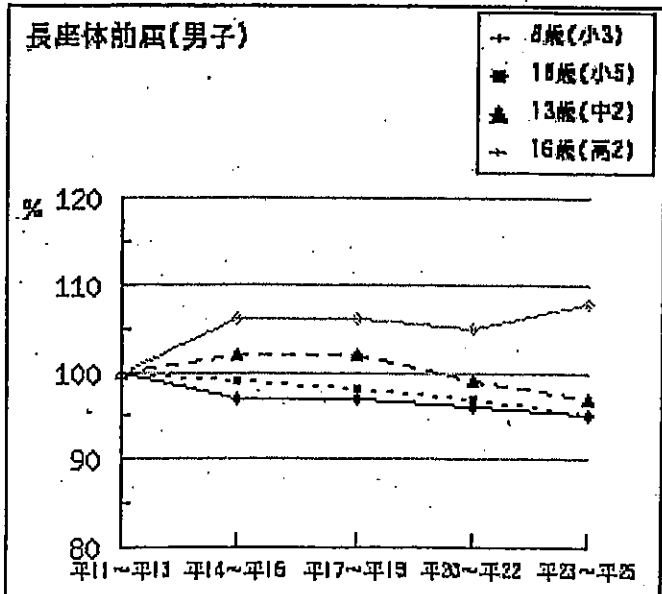
(1) 握力



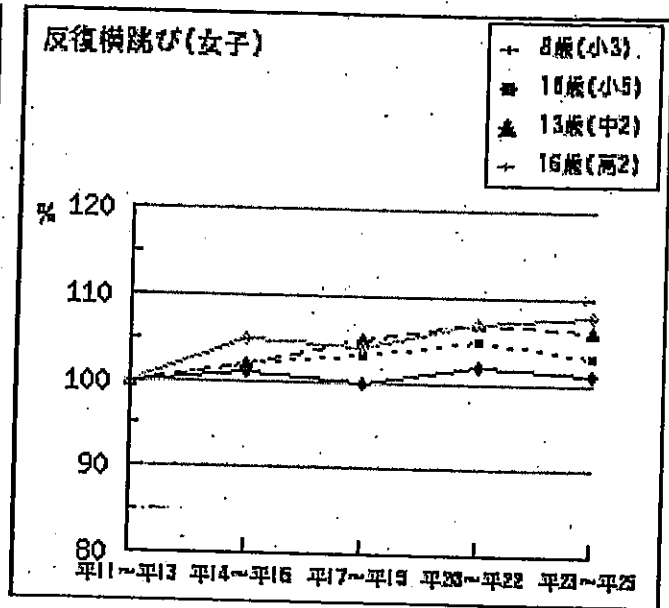
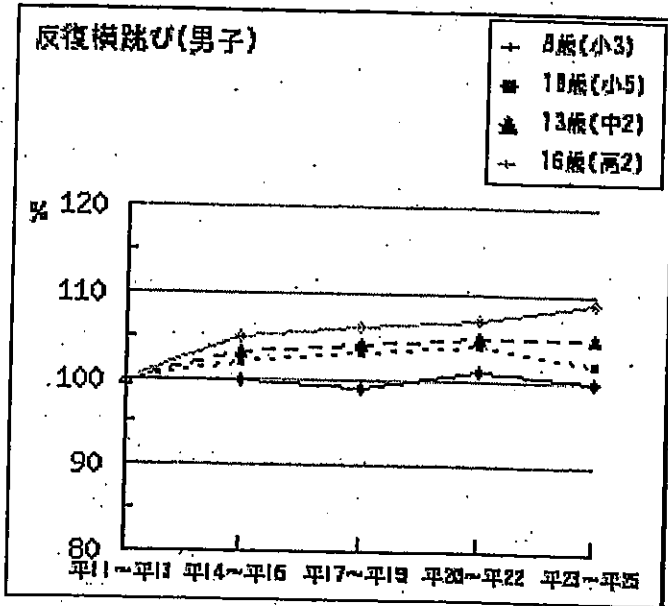
(2) 上体起こし



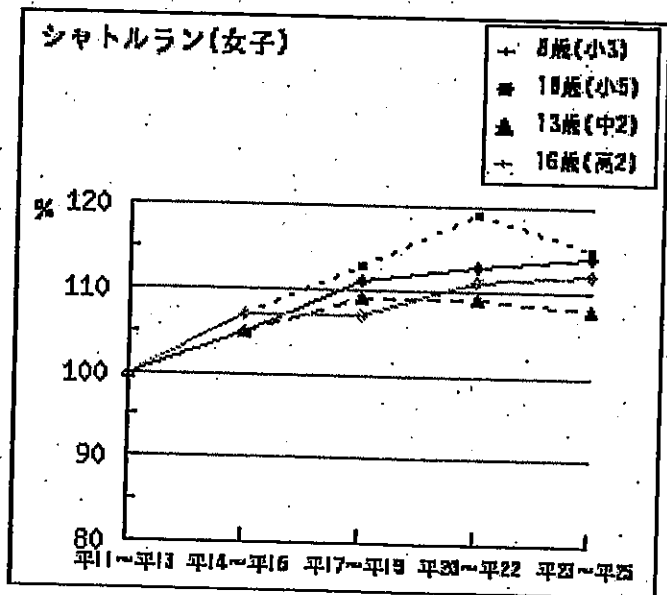
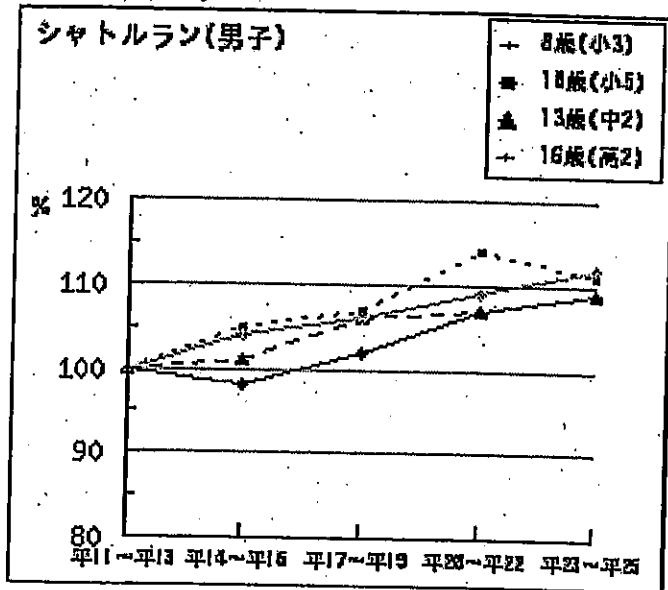
(3) 長座体前屈



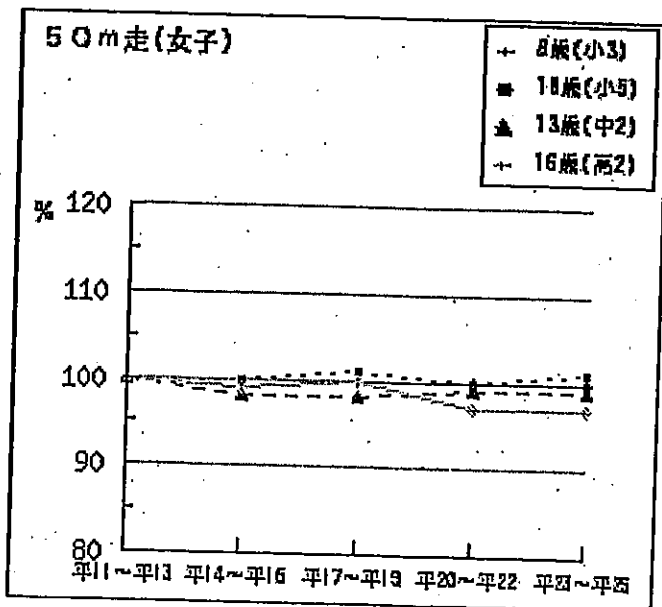
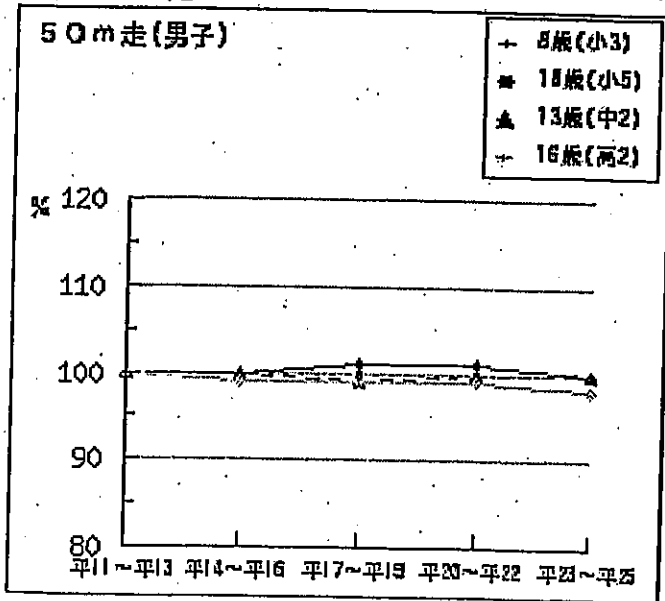
(4) 反復横跳び



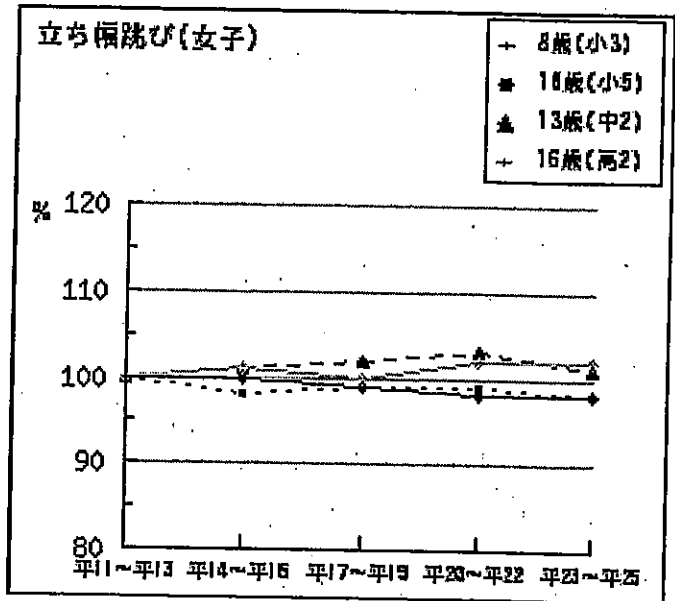
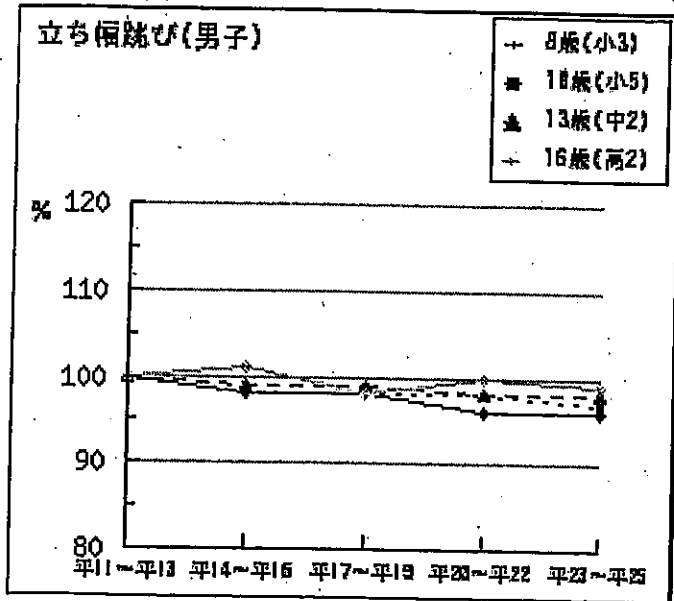
(5) シャトルラン



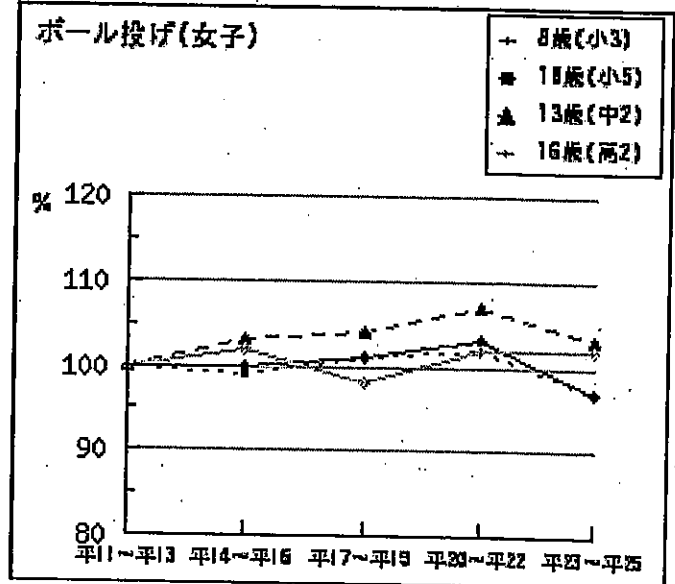
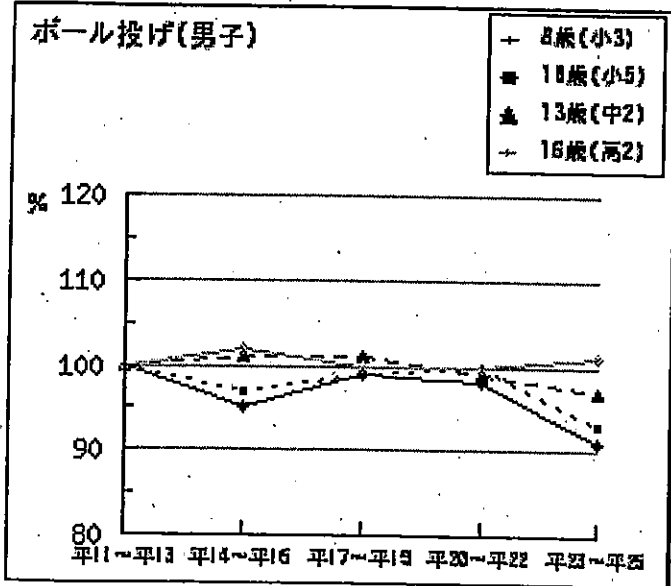
(6) 50m走



(7) 立ち幅跳び



(8) ボール投げ



子どものスポーツ活動ガイドラインの策定について

平成26年4月21日

体 育 保 健 課

子どものスポーツ活動での指導において必要である、又は、配慮が望まれる基本的な事項、留意点を改めて整理し、より適切で効果的な指導を行うための指針として、「子どものスポーツ活動ガイドライン」を策定しました。

1 「子どものスポーツ活動ガイドライン」の概要

(1) 背景

- ・平成25年5月に国が「運動部活動での指導のガイドライン」を策定した。
- ・鳥取県内でのスポーツ活動において体罰等不適切な指導事案が発生している。
- ・スポーツ活動の過熱化による傷害や児童生徒のスポーツへの意欲減退、学校教育への影響等の問題がある。

(2) 策定の趣旨

- ・「スポーツ指導者10の心得」に加え、スポーツ活動の意義や指導体制、指導のあり方、活動時の安全確保等、子どもが主体的にスポーツに親しむことを目指した取り組みになるための指針として策定した。
- ・スポーツ指導者をはじめ、保護者やスタッフ等関係するすべての方を対象に子どものスポーツ活動に対する自身の考え方や実際の指導について振り返り、必要な改善を求めるもの。

(3) 内容 リーフレット参照

2 子どものスポーツ活動ガイドラインの周知について

(1) ガイドライン冊子及びリーフレットを配布する。

- ・学校、競技団体等子どものスポーツ活動に関わる団体等への配布

(2) 研修会での周知・啓発

- ・スポーツ指導者や保護者、市町村関係者等スポーツに関わる方を対象とした資質向上及び啓発を目的とした研修会を開催する。

※年4回のスポーツ指導者研修会を開催